

平成29年6月7日

各位

名古屋市中区栄三丁目3番1号
株式会社丸栄
代表取締役社長 濱島 吉充

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、当社の特別支配株主である興和株式会社(以下「本特別支配株主」といいます。)から平成29年6月6日付けで通知を受けた、当社の株主の全員(ただし、当社及び本特別支配株主を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対する、その有する当社の株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部を本特別支配株主に売り渡す旨の請求について、平成29年6月6日開催の取締役会において、承認することを決議いたしましたので、公告いたします。

1. 本特別支配株主の名称及び住所

名称：興和株式会社

住所：名古屋市中区錦三丁目6番29号

2. 株式売渡請求の対象としない特別支配株主完全子法人

該当事項はありません。

3. 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

本特別支配株主は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本株式売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき128円の割合をもって金銭を割当交付します。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 本特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)

平成29年7月11日

6. 株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の

株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価の交付について、当社の本社所在地にて当社の指定した方法、本特別支配株主が指定した場所及び方法、又は当社と本特別支配株主で協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

以上